



東経企管第17-00081号  
平成29年7月3日

総務省 総合通信基盤局長  
富永昌彦 殿

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 山村雅人

電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ  
移管すること等に関して講ずる措置の報告について

貴省からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について(要請)」(総基事第32号 平成24年3月23日)を受けて、講ずる措置について別紙のとおり報告いたします。

## 【別紙】

貴社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「各事業会社」という。）、日本電信電話株式会社並びにNTTファイナンス株式会社は、平成24年2月2日に、各事業会社が提供する電気通信役務の料金等について、同年7月以降、各事業会社がNTTファイナンス株式会社へこれらの債権を譲渡し同社から請求すること、各事業会社の料金等に係る業務を同社に集約すること、利用者からの求めに応じ各事業会社等に係る請求をまとめることを可能とすること等を内容とする施策の発表を行った。

当該施策の内容については、電気通信事業者等66社・団体から総務大臣に対し連名の要望書が提出され、公正競争上の懸念が示されるとともに、総務省においても日本電信電話株式会社を通じその事実関係等につき確認を行った。

当該確認の結果、当該施策の内容を実施することは、日本電信電話株式会社に関する法律（昭和59年法律第85号）により貴社及び西日本電信電話株式会社に課されている電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供についての責務に係る規定、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール、並びに市場支配的な電気通信事業者に課されている行為規制等の趣旨を引き続き確保する観点からの課題が認められる。

については、貴社及び他の各事業会社がそれぞれ提供する電気通信役務の料金等に係る業務（以下「料金業務」という。）を一の者へ移管する場合、当該移管を受ける者（以下「料金業務会社」という。）及び貴社により上述の規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、貴社において、下記の事項に関して適切な措置を講じ、又は料金業務会社に対し講じさせるとともに、当該措置の内容を毎年度報告することを要請する。

### 1. 措置内容の報告

- ・ 本要請に基づいて、平成28年度の措置状況を以下のとおり報告します。

- 1 他の各事業会社との間の実質的な一体経営による営業情報の流用等が行われないようにするため、料金業務会社との間における役員兼任及び在籍出向を行わないこと。  
なお、本年7月以降の初期段階においてやむを得ず在籍出向を行う場合には、できる限り速やかにその状態を解消すること。

## 2. 役員兼任

- ・ 当社と料金業務会社（以下、NTTファイナンス）との間における役員兼任は行っておりません。
- ・ 今後も役員兼任を行わないこととし、平成28年4月1日から平成29年3月31日の間における当社およびNTTファイナンスの役員一覧は別添のとおりです。

## 3. 当社からNTTファイナンスへの在籍出向

- ・ 料金業務を円滑に実施する必要性等から行っていた在籍出向は、平成27年10月1日に解消しました。

- 2 料金業務会社との間で行われる料金業務に係る取引について、当該取引を通じた同社への実質的な補助又は各事業会社相互間の実質的な補助が行われないようにするため、同社に対し、次の措置を講ずること。

- ・ 電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、貴社が同社に譲渡した債権の額と同額の対価を貴社に支払わせるとともに、譲渡手数料その他貴社が当該取引に関し同社との間で授受を行う金銭の額について、貴社に対し不当な差別的取扱いを行わせないこと。

## 4. 債権額と譲渡対価

- ・ NTTファイナンスから当社に、債権の額と同額を債権の譲渡対価として支払う旨を、当社と同社との契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、当社が譲渡した債権額とNTTファイナンスにより当社に支払われた譲渡対価額が同額であったことについて、同社からの四半期単位の報告等に基づき確認しています。

## 5. 譲渡手数料等の妥当性の確認

- ・ 当社は、NTTファイナンスから当社に請求する譲渡手数料等の額について、同社から提示された譲渡手数料等の内訳・根拠等の提示を求め、受領するとともに、当社の料金業務に係る過去の費用実績や新たな費用項目と請求件数等の推移等に基づき妥当性を確認しています。

- ・ 貴社の電気通信役務の利用者に対する請求に当たり貴社の料金等と他の各事業会社の料金等とを区別して示すようにさせ、また、貴社が移管した料金業務について会計を分計させるとともに、当該業務に係る収支の状況を貴社に報告させること。

## 6. 利用者に対する料金等の提示

- ・ NTTファイナンスから当社の電気通信役務の利用者に対して料金等を請求する場合、当社の電気通信役務提供に係る料金等と他の料金等を区別して示す旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの報告等に基づき、同社の請求書において、当社の料金等と他の各事業会社の料金等とを区別して示されていることを確認しています。

## 7. 料金業務に係る会計の分計及び収支の報告

- ・ 当社がNTTファイナンスに移管する料金業務について、同社は会計を分計する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社がNTTファイナンスに移管する料金業務について、当社に関する分計された収支状況を年度ごとに同社が当社に報告する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しているとともに、当社は同社からの年1回の報告等に基づき、当該料金業務に係る必要な費用とそれに見合った適正な収入で料金業務を実施していることを確認しています。
- ・ 平成28年度の当該収支状況については、以下のとおりです。

収入	費用	収支
■■■■億円	■■■■億円	■■■■億円

- 3 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、当該債権の額はその提供する役務に係る約款や利用者との同意に基づく料金額と同額とするとともに、同社をして、譲渡した債権の額により貴社が提供する役務の利用者に対し請求を行わせること。

## 8. 料金額と債権額の関係

- ・ 当社は、契約約款や利用者との同意に基づく電気通信役務の料金額と同額を債権額とし、NTTファイナンスに債権譲渡する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、上記の旨を当社の電気通信役務の契約約款等においても規定しています。

## 9. 債権額と利用者に対する請求額の関係

- ・ 当社がNTTファイナンスに譲渡する債権額により、同社は利用者へに請求する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、当社が譲渡した債権額と同社が利用者へに請求した金額について、総額が同額であることを確認するとともに、利用者への個々の請求においても同額であることについて必要な確認を実施しています。

4 料金業務会社に対し、電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないこと。

## 10. 電気通信役務の販売等、他の業務の委託等

- ・ 当社からNTTファイナンスに電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないことを、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、社内組織に対して、当社からNTTファイナンスに電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないことについて、社内文書の発出、自己点検や研修等により指示・徹底しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、当社が同社の料金業務部門に対し、当社から料金業務以外の業務を受託等しないことについて、社内文書の発出、自己点検や研修等により指示・徹底しているとともに、平成28年4月1日から平成29年3月31日の間において当該業務の受託等がなかったことを確認しています。

5 料金業務会社に対して債権譲渡を行うことに伴い貴社から同社に顧客情報その他の情報（以下「顧客情報等」という。）を提供するときは、当該情報等を、同社が貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないよう、同社に対し、次の措置を講ずること。

・ 料金業務の用に供するための室とその他の室とを区分させること。

## 11. 料金業務の用に供する室の分離

- ・ NTTファイナンスにおいて料金業務の用に供するための室とその他の業務の室を区分する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ NTTファイナンスにおいて料金業務の用に供するための室における入室管理は、電子的認証装置等により徹底する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、当社が料金業務の用に供するための室とその他の業務の室を区分するとともに、

料金業務の用に供するための居室■■■（ゲート数にして■■■）の全てについて電子的認証装置等により入室管理を実施していることを確認しています。

・料金業務会社に独自の顧客情報等管理システムを構築させること。

## 12. NTTファイナンス独自のシステムの構築

- ・NTTファイナンスにおいて独自の料金業務関連システム（以下、「当該システム」という。）を構築する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・当社は、平成24年6月時点において、NTTファイナンスが当該システムを構築済みであることを確認しています。
- ・当該システムは、13. に示す確定した債権の額等の料金業務に必要な情報のみを受領し、請求・回収に必要な情報処理・情報管理を行うためのシステムです。

・当該システムにおいて、貴社が譲渡した債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために貴社が提供する顧客情報等を取り扱うことができないようにさせるとともに、必要に応じて区分された貴社の顧客情報等ごとに適切なアクセス権限を設定させること。  
また、当該システムを用いて貴社の顧客情報等を入手した者、入手した情報及び入手した日時を記録させること。

## 13. 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等の限定

- ・当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、料金等の請求・回収に必要な情報（契約者名・住所、請求書送付先の宛名・住所、支払い方法、確定した債権の額等）に限定することを、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・当社は、NTTファイナンスが料金等の請求・回収に必要な情報に限定して取り扱う旨を、顧客情報等の取扱いに関する規程、マニュアルに定めていることを確認するとともに、同社からの半期単位の報告等に基づき、同社による社内研修及び自己点検等を通じて、同社が料金等の請求・回収に必要な情報に限定して料金業務を実施していることを確認しています。

## 14. 顧客情報等の目的以外の利用の禁止

- ・当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、同社は料金業務の目的以外の目的のために利用しないことを、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社が当該システムから顧客情報等を抽出する場合には、当該業務に従事する社員等に限定して抽出権限を付与するとともに抽出記録を管理する

こととし、同社が顧客情報等を居室から持出し等を行う場合には、当該情報の内容及び利用目的等についてビリング情報管理者の承認を得ることとしているほか、同社による自己点検を通じて、同社が料金業務の目的に限り、当社から提供する顧客情報等を取り扱っていることを確認しています。

#### 15. 顧客情報等のアクセス権限の設定

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、同社の料金業務に従事する社員の担当する業務内容や職責に応じて、当該システムに適切なアクセス権限を設定する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社が料金業務に従事する社員の担当する業務内容や職責に応じて、当該システムに適切なアクセス権限を設定しているとともに、その権限の付与状況について定期的に棚卸しを行っている等、顧客情報等の取扱いが適正になされていることを確認しています。

#### 16. 顧客情報等の利用の記録

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、同社が当該システムを通じて利用した実績（誰が、どの情報に、いつアクセスしたのか）を記録し、記録時より最低10年間保存する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社による自己点検を通じて、当社から同社に提供する顧客情報等について、同社が当該システムを通じて利用した実績（アクセスログ）を記録していることを確認しています。

・ 顧客情報等の取扱いについて同社の従業員が遵守すべき規程を作成させるとともに、当該規程を遵守させるために必要な研修を実施させること。

#### 17. 顧客情報等の取扱いに関する規程の作成

- ・ 顧客情報等の取扱いについて、NTTファイナンスの社員が遵守すべき規程等を作成する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの報告等に基づき、NTTファイナンスが、顧客情報等の目的外利用の禁止、顧客情報等の管理責任者の設置、当該システムへの適切なアクセス権限の設定、顧客情報等の取扱いに関する研修の実施および顧客情報等の取扱いに関する点検等、顧客情報等の取扱いに関して同社の社員等が遵守すべき事項を定めた規程、マニュアル等を作成したこと、ならびに当該規程、マニュアル等の内容が適切であることを確認しています。

## 18. 顧客情報等の取扱いに関する研修の実施

- ・ 前述の顧客情報等の取扱いに関する規程等を遵守するために必要な研修をNTTファイナンスが実施し、その実施状況について当社に報告する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、同社が顧客情報等の取扱いに関する規程等を遵守するために必要な研修を平成28年11月1日から平成29年2月7日までの間に実施し、研修受講対象となる全ての社員等が受講したことを確認しています。

### (1) 集合研修（対象は料金業務を行う管理者等）

当社に関する対象者： 〇〇人

（他の事業会社との共通の業務を実施する者を含む）

（実施率：100%）

### (2) e—ラーニング（対象は契約社員・派遣社員等を含む全社員）

当社に関する対象者： 〇〇人

（他の事業会社との共通の業務を実施する者を含む）

（実施率：100%）

・ 顧客情報等の管理責任者を設置させ、当該情報の取扱いを管理させること。

## 19. 顧客情報等の管理責任者の設置

- ・ NTTファイナンスに顧客情報等の管理責任者を設置すること、および顧客情報等の管理責任者が顧客情報等を適正に管理する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、同社が、顧客情報等の管理及び利用に関する責任者として「ビリング情報管理責任者」を置いていることを確認するとともに、同社が定めた顧客情報等の取扱いに関する規程において、「ビリング情報管理者」および「ビリング情報管理補助者」を各組織等に置くこととしていることを確認しています。
- ・ 当社は、当該責任者等の責任・役割が顧客情報等の取扱いに関する規程等に適切に規定されていること、ならびに当該責任者により当該情報等が適正に管理されていることを確認しています。



- ・ その他料金業務会社が顧客情報等を貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないようにするために必要な措置を講じさせること。

## 20. 顧客情報等の取扱いに関する点検

- ・ NTTファイナンスは、顧客情報等の管理体制・ルールを整備するとともに、運用状況について点検ルールを定め、定期的に確認する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、当社から提供した顧客情報等の取扱い状況について、定期的にNTTファイナンスに報告を求め、および必要に応じて立ち入り点検等を行うことができる旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、当社による自己点検を通じて、当社における顧客情報等の取扱いに係る運用状況が適正であることを確認しています。

- 6 料金業務会社に対し電話役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、当社に対し、利用者の同意なく貴社から譲渡された債権の第三者への譲渡を行わせない等、電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を確保するために必要な措置を講じさせること。

## 21. 債権の第三者譲渡の制限

- ・ NTTファイナンスが債権を第三者譲渡する場合は、利用者を困難な状況に置くことがないよう当社の承認を要する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの半期単位の報告等に基づき、承認をしない第三者譲渡が行われていないことを確認しています。

## 22. NTT法 第3条の趣旨の確保

- ・ 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、当社は電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を確保する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、当社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- ・ 当社は、研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。

7 料金業務会社に対し基礎的電気通信役務、指定電気通信役務及び特定電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、事業法第7条、第19条、第20条及び第21条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

### 23. 事業法 第7条、第19条、第20条及び第21条の趣旨の確保

- ・ 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第7条、第19条、第20条及び第21条の趣旨を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- ・ 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。

8 料金業務会社に対し基礎的電気通信役務、指定電気通信役務及び特定電気通信役務以外の電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、事業法第29条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

### 24. 事業法 第29条の趣旨の確保

- ・ 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第29条の趣旨を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- ・ 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。

9 料金業務会社が行う料金業務について、事業法第30条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

### 25. 事業法 第30条の趣旨の確保

- ・ 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第30条の趣旨を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等

に規定しています。

- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、当社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- ・ 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。

10 料金業務会社に対し料金業務の移管等を行うときは、事業法第6条、第26条及び第27条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

## 26. 事業法第6条、第26条及び第27条の趣旨の確保

- ・ 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第6条、第26条及び第27条の趣旨を確保する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、当社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- ・ 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。
- ・ また、NTTファイナンスにおいて、以下のとおり問い合わせ窓口を設置・運用することにより、債権譲渡を受けた電気通信役務の料金等に関する利用者からの問い合わせ等に対応していることを確認しています。

当社に関する問い合わせセンター数：■

着台数：■台

11 料金業務会社に対し、貴社の顧客情報等について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等を遵守させること。

## 27. 個人情報の保護に関する法律等の関係法令等の遵守

- ・ NTTファイナンスは、個人情報の保護に関する法律等の関係法令等を遵守することとし、顧客情報等の取扱いに関する規程等を作成する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ NTTファイナンスは、個人情報の取扱いについてプライバシーポリシーを定め、公表することを当社と同社間の契約書等に規定しています。

- ・ 上記を遵守するため、N T Tファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、N T Tファイナンスからの年1回の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- ・ 当社は研修教材の作成支援等、N T Tファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。
- ・ 当社は、N T Tファイナンスが顧客情報等の取扱いに関する規程等を作成したこと、プライバシーポリシーを作成・公表したこと、ならびに規程等の内容が適切であることを確認しています。

その他 全般的事項
-----------

## 28. 罰則・契約解除の規定

- ・ 当社とN T Tファイナンスの間の契約書等に規定した措置内容に同社が違反した場合、違反内容や原因について当社に報告するとともに、同社の責任において再演防止や原状回復等のための必要な措置を講じ、当社に所定の違約金を払う旨や、違反内容が重大な違反であり今後契約を継続することができないと当社が判断した場合、最終的には当社は契約解除できる旨を当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 平成28年度中に、N T Tファイナンスが契約書等に規定した措置内容に違反し、当社が罰則を科した事実はありません。

以上

別添 役員兼任状況（NTT東日本）

（平成28年4月1日～平成28年6月16日）

役職名	氏名	兼任
代表取締役社長	山村 雅之	
代表取締役副社長	中川 裕	株式会社NTT東日本プロパティーズ 代表取締役社長 エヌ・ティ・ティ・ベトナム株式会社 代表取締役社長
代表取締役 常務取締役	井上 福造	
代表取締役 常務取締役	井伊 基之	株式会社NTT東日本一南関東 取締役
取締役	山本 康裕	株式会社NTT東日本一南関東 取締役
取締役	柴田 基靖	株式会社NTT東日本一東北 代表取締役社長
取締役	笠井 澄人	株式会社NTT東日本一関信越 代表取締役社長 エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ株式会社 取締役
取締役	關 雅夫	株式会社NTT東日本一南関東 取締役
取締役	矢野 信二	
取締役	光山 由一	
取締役	澁谷 直樹	株式会社NTT東日本プロパティーズ 取締役 株式会社建設資源広域利用センター 取締役
取締役	藤本 秀雄	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー 代表取締役社長
取締役	浅野 健志	株式会社NTT東日本一南関東 代表取締役社長
取締役	田辺 博	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー 取締役 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 取締役
取締役	原田 清志	株式会社NTT東日本一南関東 取締役 株式会社横須賀テレコムリサーチパーク 取締役 株式会社横浜国際平和会議場 取締役
取締役	辻上 広志	日本電信電話株式会社 取締役 株式会社情報通信総合研究所 取締役 NTT Innovation Institute, Inc. 取締役
監査役	加川 亘	
監査役	三村 尚史	
監査役	佐々木 英治	

別添 役員兼任状況（NTT東日本）

（平成28年6月17日～平成28年6月22日）

役職名	氏名	兼任
代表取締役社長	山村 雅之	
代表取締役副社長	井上 福造	株式会社NTT東日本プロパティーズ 代表取締役社長
代表取締役副社長	井伊 基之	株式会社NTT東日本-南関東 取締役 エヌ・ティ・ティ・ベトナム株式会社 代表取締役社長
常務取締役	藤本 秀雄	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー 代表取締役社長
取締役	柴田 基靖	株式会社NTT東日本-東北 代表取締役社長
取締役	關 雅夫	株式会社NTT東日本-南関東 取締役
取締役	矢野 信二	
取締役	澁谷 直樹	株式会社NTT東日本プロパティーズ 取締役 株式会社建設資源広域利用センター 取締役
取締役	浅野 健志	株式会社NTT東日本-南関東 代表取締役社長
取締役	田辺 博	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー 取締役 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 取締役
取締役	原田 清志	株式会社NTT東日本-南関東 取締役
取締役	中村 浩	
取締役	榊原 明	株式会社NTT東日本-関信越 代表取締役社長 エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ株式会社 取締役
取締役	野池 秀幸	株式会社NTT東日本-北海道 代表取締役社長
取締役	高橋 香苗	株式会社NTT東日本-南関東 取締役 株式会社横須賀テレコムリサーチパーク 取締役
取締役	坂本 英一	
監査役	加川 亘	
監査役	三村 尚史	
監査役	佐々木 英治	

## 別添 役員兼任状況（NTT東日本）

（平成28年6月23日）

役職名	氏名	兼任
代表取締役社長	山村 雅之	
代表取締役副社長	井上 福造	株式会社NTT東日本プロパティーズ 代表取締役社長
代表取締役副社長	井伊 基之	株式会社NTT東日本-南関東 取締役 エヌ・ティ・ティ・ベトナム株式会社 代表取締役社長
常務取締役	藤本 秀雄	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー 代表取締役社長
取締役	柴田 基靖	株式会社NTT東日本-東北 代表取締役社長
取締役	關 雅夫	株式会社NTT東日本-南関東 取締役
取締役	矢野 信二	
取締役	澁谷 直樹	株式会社NTT東日本プロパティーズ 取締役 株式会社建設資源広域利用センター 取締役
取締役	浅野 健志	株式会社NTT東日本-南関東 代表取締役社長
取締役	田辺 博	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー 取締役 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 取締役
取締役	原田 清志	株式会社NTT東日本-南関東 取締役
取締役	中村 浩	
取締役	榊原 明	株式会社NTT東日本-関信越 代表取締役社長 エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ株式会社 取締役
取締役	野池 秀幸	株式会社NTT東日本-北海道 代表取締役社長
取締役	高橋 香苗	株式会社NTT東日本-南関東 取締役 株式会社横須賀テレコムリサーチパーク 取締役 株式会社横浜国際平和会議場 取締役
取締役	坂本 英一	
監査役	加川 亘	
監査役	三村 尚史	
監査役	佐々木 英治	

別添 役員兼任状況（NTT東日本）

（平成28年6月24日～平成29年3月31日）

役職名	氏名	兼任
代表取締役社長	山村 雅之	
代表取締役副社長	井上 福造	株式会社NTT東日本プロパティーズ 代表取締役社長
代表取締役副社長	井伊 基之	株式会社NTT東日本-南関東 取締役 エヌ・ティ・ティ・ベトナム株式会社 代表取締役社長
常務取締役	藤本 秀雄	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー 代表取締役社長
取締役	柴田 基靖	株式会社NTT東日本-東北 代表取締役社長
取締役	關 雅夫	株式会社NTT東日本-南関東 取締役
取締役	矢野 信二	
取締役	澁谷 直樹	株式会社NTT東日本プロパティーズ 取締役 株式会社建設資源広域利用センター 取締役
取締役	浅野 健志	株式会社NTT東日本-南関東 代表取締役社長
取締役	田辺 博	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー 取締役 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 取締役
取締役	原田 清志	株式会社NTT東日本-南関東 取締役
取締役	中村 浩	
取締役	榊原 明	株式会社NTT東日本-関信越 代表取締役社長 エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ株式会社 取締役
取締役	野池 秀幸	株式会社NTT東日本-北海道 代表取締役社長
取締役	高橋 香苗	株式会社NTT東日本-南関東 取締役 株式会社横須賀テレコムリサーチパーク 取締役 株式会社横浜国際平和会議場 取締役
取締役	坂本 英一	日本電信電話株式会社 取締役 株式会社情報通信総合研究所 取締役 NTT Innovation Institute, Inc. 取締役
監査役	加川 亘	
監査役	三村 尚史	
監査役	佐々木 英治	



## 別添 役員兼任状況 (NTTファイナンス)

(平成28年4月1日～平成28年6月16日)

氏名	委嘱・担当業務	重要な兼職状況等
前田 幸一	代表取締役社長	環宇郵電国際租賃有限公司 副董事長
岡田 顯彦	代表取締役常務 リース事業本部長	環宇郵電国際租賃有限公司 董事
三津島 貴寛	常務取締役 情報システム部長	
信國 浩一	常務取締役 Billing事業本部 事業本部長 総務人事部長兼務 クレジットカード事業本部担当	
江川 中	取締役 Billing事業本部 副本部長 Billing事業本部 ペイメントサービス事業部長兼務	
山内 昌彦	取締役 Billing事業本部 副本部長 サービス運営部長兼務	
塚本 雅一	取締役 リース事業本部 営業本部 関西支店長	
田川 久和	取締役 事業管理部長	
守屋 学	取締役 リース事業本部 営業本部長	
梶原 全裕	取締役	日本電信電話株式会社 総務部門担当部長
藤澤 浩幸	取締役	日本電信電話株式会社 財務部門担当部長
中村 繁	常勤監査役	
東 敏久	常勤監査役	
久本 吉亮	監査役	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 監査役
有本 武司	監査役	日本電信電話株式会社 経営企画部門担当部長

## 別添 役員兼任状況 (NTTファイナンス)

(平成28年6月17日～平成28年6月30日)

氏名	委嘱・担当業務	重要な兼職状況等
坂井 義清	代表取締役社長	
岡田 顯彦	代表取締役副社長 リース事業本部長	環宇郵電国際租賃有限公司 董事
三津島 貴寛	常務取締役 情報システム部長	
東田盛 正治	常務取締役 ビリング事業本部 事業本部長 クレジットカード事業本部担当	
塚本 雅一	取締役 リース事業本部 営業本部 関西支店長	
田川 久和	取締役 事業管理部長	
守屋 学	取締役 リース事業本部 営業本部長	
田野 弘	取締役 ビリング事業本部 サービス推進部長 ビリング事業本部 サービス運営部長兼務	
小杉 知義	取締役 ビリング事業本部 ペイメントサービス事業部長	
奥田 全毅	取締役 総務人事部長	
前田 幸一	取締役 相談役	環宇郵電国際租賃有限公司 副董事長
梶原 全裕	取締役	日本電信電話株式会社 総務部門担当部長 技術企画部門兼務
藤澤 浩幸	取締役	日本電信電話株式会社 財務部門担当部長
中村 繁	常勤監査役	
東 敏久	常勤監査役	
久本 吉亮	監査役	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 監査役
有本 武司	監査役	日本電信電話株式会社 経営企画部門担当部長

別添 役員兼任状況 (NTTファイナンス)

(平成28年7月1日～平成28年9月30日)

氏名	委嘱・担当業務	重要な兼職状況等
坂井 義清	代表取締役社長	
岡田 顯彦	代表取締役副社長 リース事業本部長	環宇郵電国際租賃有限公司 董事
三津島 貴寛	常務取締役 情報システム部長	
東田盛 正治	常務取締役 ビリング事業本部 事業本部長 クレジットカード事業本部担当	
塚本 雅一	取締役 リース事業本部 営業本部 関西支店長	
田川 久和	取締役 事業管理部長	
守屋 学	取締役 リース事業本部 営業本部長	
田野 弘	取締役 ビリング事業本部 サービス推進部長 ビリング事業本部 サービス運営部長兼務	
小杉 知義	取締役 ビリング事業本部 ペイメントサービス事業部長	
奥田 全毅	取締役 総務人事部長	
前田 幸一	取締役 相談役	環宇郵電国際租賃有限公司 副董事長
梶原 全裕	取締役	日本電信電話株式会社 総務部門担当部長 技術企画部門兼務
藤澤 浩幸	取締役	日本電信電話株式会社 財務部門担当部長
中村 繁	常勤監査役	
東 敏久	常勤監査役	
久本 吉亮	監査役	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 監査役
有本 武司	監査役	日本電信電話株式会社 経営企画部門担当部長

別添 役員兼任状況(NTTファイナンス)

(平成28年10月1日～平成29年3月23日)

氏名	委嘱・担当業務	重要な兼職状況等
坂井 義清	代表取締役社長	
岡田 顯彦	代表取締役副社長 リース事業本部長	環宇郵電国際租賃有限公司 董事
三津島 貴寛	常務取締役 情報システム部長	
東田盛 正治	常務取締役 ビリング事業本部 事業本部長 クレジットカード事業本部担当	
塚本 雅一	取締役 リース事業本部 営業本部 関西支店長	
田川 久和	取締役 事業管理部長	
守屋 学	取締役 リース事業本部 営業本部長	
田野 弘	取締役 ビリング事業本部 サービス推進部長 ビリング事業本部 サービス運営部長兼務	
小杉 知義	取締役 ビリング事業本部 ペイメントサービス事業部長	
奥田 全毅	取締役 総務人事部長	
前田 幸一	取締役 相談役	環宇郵電国際租賃有限公司 副董事長
		第一生命ホールディングス株式会社 取締役
梶原 全裕	取締役	日本電信電話株式会社 総務部門担当部長 技術企画部門兼務
藤澤 浩幸	取締役	日本電信電話株式会社 財務部門担当部長
中村 繁	常勤監査役	
東 敏久	常勤監査役	
久本 吉亮	監査役	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 監査役
有本 武司	監査役	日本電信電話株式会社 経営企画部門担当部長

## 別添 役員兼任状況(NTTファイナンス)

(平成29年3月24日～平成29年3月31日)

氏名	委嘱・担当業務	重要な兼職状況等
坂井 義清	代表取締役社長	環宇郵電国際租賃有限公司 副董事長
岡田 顯彦	代表取締役副社長 リース事業本部長	環宇郵電国際租賃有限公司 董事
三津島 貴寛	常務取締役 情報システム部長	
東田盛 正治	常務取締役 Billing事業本部 事業本部長 クレジットカード事業本部担当	
塚本 雅一	取締役 リース事業本部 営業本部 関西支店長	
田川 久和	取締役 事業管理部長	
守屋 学	取締役 リース事業本部 営業本部長	
田野 弘	取締役 Billing事業本部 サービス推進部長 Billing事業本部 サービス運営部長兼務	
小杉 知義	取締役 Billing事業本部 ペイメントサービス事業部長	
奥田 全毅	取締役 総務人事部長	
前田 幸一	取締役 相談役	第一生命ホールディングス株式会社 取締役
梶原 全裕	取締役	日本電信電話株式会社 総務部門担当部長 技術企画部門兼務
藤澤 浩幸	取締役	日本電信電話株式会社 財務部門担当部長
中村 繁	常勤監査役	
東 敏久	常勤監査役	
久本 吉亮	監査役	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 監査役
有本 武司	監査役	日本電信電話株式会社 経営企画部門担当部長



西企営第54号  
平成29年7月3日

総務省総合通信基盤局長  
富永 昌彦 殿

西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 村尾

電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ  
移管すること等に関して講ずる措置の報告について

貴省からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について(要請)」(総基事第32号 平成24年3月23日)を受けて、講ずる措置について別紙のとおり報告いたします。

## 【別紙】

貴社、東日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「各事業会社」という。）、日本電信電話株式会社並びにNTTファイナンス株式会社は、平成24年2月2日に、各事業会社が提供する電気通信役務の料金等について、同年7月以降、各事業会社がNTTファイナンス株式会社へこれらの債権を譲渡し同社から請求すること、各事業会社の料金等に係る業務を同社に集約すること、利用者からの求めに応じ各事業会社等に係る請求をまとめることを可能とすること等を内容とする施策の発表を行った。

当該施策の内容については、電気通信事業者等66社・団体から総務大臣に対し連名の要望書が提出され、公正競争上の懸念が示されるとともに、総務省においても日本電信電話株式会社を通じその事実関係等につき確認を行った。

当該確認の結果、当該施策の内容を実施することは、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）により貴社及び西日本電信電話株式会社に課されている電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供についての責務に係る規定、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール、並びに市場支配的な電気通信事業者に課されている行為規制等の趣旨を引き続き確保する観点からの課題が認められる。

については、貴社及び他の各事業会社がそれぞれ提供する電気通信役務の料金等に係る業務（以下「料金業務」という。）を一の者へ移管する場合、当該移管を受ける者（以下「料金業務会社」という。）及び貴社により上述の規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、貴社において、下記の事項に関して適切な措置を講じ、又は料金業務会社に対し講じさせるとともに、当該措置の内容を毎年度報告することを要請する。

### 1. 措置内容の報告

- ・ 本要請に基づいて、平成28年度の措置状況を以下のとおり報告します。

- 1 他の各事業会社との間の実質的な一体経営による営業情報の流用等が行われないようにするため、料金業務会社との間における役員兼任及び在籍出向を行わないこと。  
なお、本年7月以降の初期段階においてやむを得ず在籍出向を行う場合には、できる限り速やかにその状態を解消すること。

## 2. 役員兼任

- ・ 当社と料金業務会社（以下、NTTファイナンス）との間における役員兼任は行っておりません。
- ・ 今後も役員兼任を行わないこととし、平成28年4月1日から平成29年3月31日の間における当社およびNTTファイナンスの役員一覧は別添のとおりです。

## 3. 当社からNTTファイナンスへの在籍出向

- ・ 料金業務を円滑に実施する必要性等から行っていた在籍出向は、平成27年10月1日に解消しました。

- 2 料金業務会社との間で行われる料金業務に係る取引について、当該取引を通じた同社への実質的な補助又は各事業会社相互間の実質的な補助が行われないようにするため、同社に対し、次の措置を講ずること。

- ・ 電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、貴社が同社に譲渡した債権の額と同額の対価を貴社に支払わせるとともに、譲渡手数料その他貴社が当該取引に関し同社との間で授受を行う金銭の額について、貴社に対し不当な差別的取扱いを行わせないこと。

## 4. 債権額と譲渡対価

- ・ NTTファイナンスから当社に、債権の額と同額を債権の譲渡対価として支払う旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、当社が譲渡した債権額とNTTファイナンスにより当社に支払われた譲渡対価額が同額であったことについて、同社からの四半期単位の定期的な報告等に基づき確認しています。

## 5. 譲渡手数料等の妥当性の確認

- ・ 当社は、NTTファイナンスから当社に請求する譲渡手数料等の額について、同社から提示された譲渡手数料等の内訳・根拠等の提示を求め、受領するとともに、当社の料金業務に係る過去の費用実績や新たな費用項目と請求件数等の推移等に基づき妥当性を確認しています。



- ・ 貴社の電気通信役務の利用者に対する請求に当たり貴社の料金等と他の各事業会社の料金等とを区別して示すようにさせ、また、貴社が移管した料金業務について会計を分計させるとともに、当該業務に係る収支の状況を貴社に報告させること。

## 6. 利用者に対する料金等の提示

- ・ NTTファイナンスから当社の電気通信役務の利用者に対して料金等を請求する場合、当社の電気通信役務提供に係る料金等と他の料金等を区別して示す旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの報告等に基づき、同社の請求書において、当社の料金等と他の各事業会社の料金等とを区別して示されていることを確認しています。

## 7. 料金業務に係る会計の分計及び収支の報告

- ・ 当社がNTTファイナンスに移管する料金業務について、同社は会計を分計する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社がNTTファイナンスに移管する料金業務について、当社に関する分計された収支状況を年度ごとに同社が当社に報告する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しているとともに、当社は同社からの年1回の報告等に基づき、当該料金業務に係る必要な費用とそれに見合った適正な収入で料金業務を実施していることを確認しています。
- ・ 平成28年度の当該収支状況については、以下のとおりです。

収入	費用	収支
■■■■ 億円	■■■■ 億円	■■■■ 億円

- 3 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、当該債権の額はその提供する役務に係る約款や利用者との同意に基づく料金額と同額とするとともに、同社をして、譲渡した債権の額により貴社が提供する役務の利用者に対し請求を行わせること。

## 8. 料金額と債権額の関係

- ・ 当社は、契約約款や利用者との同意に基づく電気通信役務の料金額と同額を債権額とし、NTTファイナンスに債権譲渡する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、上記の旨を当社の電気通信役務の契約約款等においても規定しています。

## 9. 債権額と利用者に対する請求額の関係

- ・ 当社がNTTファイナンスに譲渡する債権額により、同社は利用者へ請求する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、当社が譲渡した債権額と同社が利用者へ請求した金額について、総額が同額であることを確認するとともに、利用者への個々の請求においても同額であることについて必要な確認を実施しています。

4 料金業務会社に対し、電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないこと。

## 10. 電気通信役務の販売等、他の業務の委託等

- ・ 当社からNTTファイナンスに電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないことを、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、社内組織に対して、当社からNTTファイナンスに電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないことについて、社内文書の発出、自己点検や研修等により指示・徹底しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、当社が同社の料金業務部門に対し、当社から料金業務以外の業務を受託等しないことについて、社内文書の発出、自己点検や研修等により指示・徹底しているとともに、平成28年4月1日から平成29年3月31日の間において当該業務の受託等がなかったことを確認しています。

5 料金業務会社に対して債権譲渡を行うことに伴い貴社から同社に顧客情報その他の情報（以下「顧客情報等」という。）を提供するときは、当該情報等を、同社が貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないよう、同社に対し、次の措置を講ずること。

- ・ 料金業務の用に供するための室とその他の室とを区分させること。

## 11. 料金業務の用に供する室の分離

- ・ NTTファイナンスにおいて料金業務の用に供するための室とその他の業務の室を区分する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ NTTファイナンスにおいて料金業務の用に供するための室における入室管理は、電子的認証装置等により徹底する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、当社が料金業務の用に供するための室とその他の業務の室を区分するとともに、

料金業務の用に供するための居室 ■■■ (ゲート数にして ■■■) の全てについて電子的認証装置等により入室管理を実施していることを確認しています。

・料金業務会社に独自の顧客情報等管理システムを構築させること。

## 12. NTTファイナンス独自のシステムの構築

- ・NTTファイナンスにおいて独自の料金業務関連システム(以下、「当該システム」という。)を構築する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・当社は、平成24年6月時点において、NTTファイナンスが当該システムを構築済みであることを確認しています。
- ・当該システムは、13.に示す確定した債権の額等の料金業務に必要な情報のみを受領し、請求・回収に必要な情報処理・情報管理を行うためのシステムです。

・当該システムにおいて、貴社が譲渡した債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために貴社が提供する顧客情報等を取り扱うことができないようにさせるとともに、必要に応じて区分された貴社の顧客情報等ごとに適切なアクセス権限を設定させること。  
また、当該システムを用いて貴社の顧客情報等を入手した者、入手した情報及び入手した日時を記録させること。

## 13. 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等の限定

- ・当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、料金等の請求・回収に必要な情報(契約者名・住所、請求書送付先の宛名・住所、支払い方法、確定した債権の額等)に限定することを、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・当社は、NTTファイナンスが料金等の請求・回収に必要な情報に限定して取り扱う旨を、顧客情報等の取扱いに関する規程、マニュアルに定めていることを確認するとともに、同社からの半期単位の報告等に基づき、同社による社内研修及び自己点検等を通じて、同社が料金等の請求・回収に必要な情報に限定して料金業務を実施していることを確認しています。

## 14. 顧客情報等の目的以外の利用の禁止

- ・当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、同社は料金業務の目的以外の目的のために利用しないことを、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社が当該システムから顧客情報等を抽出する場合には、当該業務に従事す

る社員等に限定して抽出権限を付与するとともに抽出記録を管理することとし、同社が顧客情報等を居室から持出し等を行う場合には、当該情報の内容及び利用目的等についてビリング情報管理者の承認を得ることとしているほか、同社による自己点検を通じて、同社が料金業務の目的に限り、当社から提供する顧客情報等を取り扱っていることを確認しています。

#### 15. 顧客情報等のアクセス権限の設定

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、同社の料金業務に従事する社員の担当する業務内容や職責に応じて、当該システムに適切なアクセス権限を設定する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社が料金業務に従事する社員の担当する業務内容や職責に応じて、当該システムに適切なアクセス権限を設定しているとともに、その権限の付与状況について定期的に棚卸しを行っている等、顧客情報等の取扱いが適正になされていることを確認しています。

#### 16. 顧客情報等の利用の記録

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、同社が当該システムを通じて利用した実績（誰が、どの情報に、いつアクセスしたのか）を記録し、記録時より最低10年間保存する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社による自己点検を通じて、当社から同社に提供する顧客情報等について、同社が当該システムを通じて利用した実績（アクセスログ）を記録していることを確認しています。

・ 顧客情報等の取扱いについて同社の従業員が遵守すべき規程を作成させるとともに、当該規程を遵守させるために必要な研修を実施させること。

#### 17. 顧客情報等の取扱いに関する規程の作成

- ・ 顧客情報等の取扱いについて、NTTファイナンスの社員が遵守すべき規程等を作成する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの報告等に基づき、NTTファイナンスが、顧客情報等の目的外利用の禁止、顧客情報等の管理責任者の設置、当該システムへの適切なアクセス権限の設定、顧客情報等の取扱いに関する研修の実施および顧客情報等の取扱いに関する点検等、顧客情報等の取扱いに関して同社の社員等が遵守すべき事項を定めた規程、マニュアル等を作成したこと、ならびに当該規程、マニュアル等の内容が適切であることを確認しています。

## 18. 顧客情報等の取扱いに関する研修の実施

- ・ 前述の顧客情報等の取扱いに関する規程等を遵守するために必要な研修をNTTファイナンスが実施し、その実施状況について当社に報告する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、同社が顧客情報等の取扱いに関する規程等を遵守するために必要な研修を平成28年11月1日から平成29年2月7日までの間に実施し、研修受講対象となる全ての社員等が受講したことを確認しています。

### (1) 集合研修（対象は料金業務を行う管理者等）

当社に関する対象者： █████ 人（他の事業会社との共通の業務を実施する者を含む）  
（実施率：100%）

### (2) eラーニング（対象は契約社員・派遣社員等を含む全社員）

当社に関する対象者： █████ 人（他の事業会社との共通の業務を実施する者を含む）  
（実施率：100%）

・ 顧客情報等の管理責任者を設置させ、当該情報の取扱いを管理させること。

## 19. 顧客情報等の管理責任者の設置

- ・ NTTファイナンスに顧客情報等の管理責任者を設置すること、および顧客情報等の管理責任者が顧客情報等を適正に管理する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、同社が、顧客情報等の管理及び利用に関する責任者として「ビリング情報管理責任者」を置いていることを確認するとともに、同社が定めた顧客情報等の取扱いに関する規程において、「ビリング情報管理者」および「ビリング情報管理補助者」を各組織等に置くこととしていることを確認しています。
- ・ 当社は、当該責任者等の責任・役割が顧客情報等の取扱いに関する規程等に適切に規定されていること、ならびに当該責任者により当該情報等が適正に管理されていることを確認しています。

- ・ その他料金業務会社が顧客情報等を貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないようにするために必要な措置を講じさせること。

## 20. 顧客情報等の取扱いに関する点検

- ・ NTTファイナンスは、顧客情報等の管理体制・ルールを整備するとともに、運用状況について点検ルールを定め、定期的に確認する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、当社から提供した顧客情報等の取扱い状況について、定期的にNTTファイナンスに報告を求め、および必要に応じて立ち入り点検等を行うことができる旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、当社による自己点検を通じて、当社における顧客情報等の取扱いに係る運用状況が適正であることを確認しています。

- 6 料金業務会社に対し電話役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、当社に対し、利用者の同意なく貴社から譲渡された債権の第三者への譲渡を行わせない等、電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を確保するために必要な措置を講じさせること。

## 21. 債権の第三者譲渡の制限

- ・ NTTファイナンスが債権を第三者譲渡する場合は、利用者を困難な状況に置くことがないよう当社の承認を要する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの半期単位の報告等に基づき、承認をしない第三者譲渡が行われていないことを確認しています。

## 22. NTT法 第3条の趣旨の確保

- ・ 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、当社は電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を確保する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、当社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- ・ 当社は、研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。

- 7 料金業務会社に対し基礎的電気通信役務、指定電気通信役務及び特定電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、事業法第7条、第19条、第20条及び第21条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

### 23. 事業法 第7条、第19条、第20条及び第21条の趣旨の確保

- ・ 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第7条、第19条、第20条及び第21条の趣旨を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- ・ 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。

- 8 料金業務会社に対し基礎的電気通信役務、指定電気通信役務及び特定電気通信役務以外の電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、事業法第29条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

### 24. 事業法 第29条の趣旨の確保

- ・ 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第29条の趣旨を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- ・ 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。

9 料金業務会社が行う料金業務について、事業法第30条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

#### 25. 事業法 第30条の趣旨の確保

- ・ 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第30条の趣旨を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- ・ 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。

10 料金業務会社に対し料金業務の移管等を行うときは、事業法第6条、第26条及び第27条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

#### 26. 事業法 第6条、第26条及び第27条の趣旨の確保

- ・ 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第6条、第26条及び第27条の趣旨を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- ・ 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。
- ・ また、NTTファイナンスにおいて、以下のとおり問い合わせ窓口を設置・運用することにより、債権譲渡を受けた電気通信役務の料金等に関する利用者からの問い合わせ等に対応していることを確認しています。

当社に関する問い合わせセンター数： ■ 着台数： ■ 台



11 料金業務会社に対し、貴社の顧客情報等について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等を遵守させること。

## 27. 個人情報の保護に関する法律等の関係法令等の遵守

- ・ NTTファイナンスは、個人情報の保護に関する法律等の関係法令等を遵守することとし、顧客情報等の取扱いに関する規程等を作成する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ NTTファイナンスは、個人情報の取扱いについてプライバシーポリシーを定め、公表することを当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- ・ 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスが顧客情報等の取扱いに関する規程等を作成したこと、プライバシーポリシーを作成・公表したこと、ならびに規程等の内容が適切であることを確認しています。

## その他 全般的事項

## 28. 罰則・契約解除の規定

- ・ 当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定した措置内容に同社が違反した場合、違反内容や原因について当社に報告するとともに、同社の責任において再演防止や原状回復等のための必要な措置を講じ、当社に所定の違約金を払う旨や、違反内容が重大な違反であり今後契約を継続することができないと当社が判断した場合、最終的には当社は契約解除できる旨を当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 平成28年度中に、NTTファイナンスが契約書等に規定した措置内容に違反し、当社が罰則を科した事実はありません。

以上

【別添】

## NTT西日本の役員一覧

平成 29 年 3 月 31 日現在

役職	氏名	担当及び他法人等の役員状況
代表取締役社長	村尾 和俊	
代表取締役副社長	太田 真治	アライアンス営業本部長 NTTビジネスソリューションズ株式会社 取締役 2020・地方創生 Value Partner 有限責任事業組合 職務執行者
	黒田 吉広	設備本部長 設備本部 ネットワーク部長兼務 株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト 取締役 株式会社NTTファシリティーズ 取締役
取締役	古堅 一成	ビジネス営業本部長 NTTビジネスソリューションズ株式会社 代表取締役社長 2020・地方創生 Value Partner 有限責任事業組合 職務執行者
	伊藤 正三	経営企画部長
	遠竹 泰	設備本部 サービスマネジメント部長 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 取締役 株式会社NTTフィールドテクノ 取締役
	北村 美樹浩	関西事業本部長 大阪支店長兼務
	上間 功也	技術革新部長 エヌ・ティ・ティ ジーピー・エコ株式会社 取締役
	池田 康	人事部長 エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 取締役 株式会社エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ西日本 取締役 NTTラーニングシステムズ株式会社 監査役
	上原 一郎	九州事業本部長 福岡支店長兼務
	岸本 照之	株式会社NTTフィールドテクノ 代表取締役社長
	山本 尚樹	東海事業本部長 名古屋支店長兼務
	坂口 隆富美	株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト 代表取締役社長
	永野 浩介	中国事業本部長 広島支店長兼務 株式会社リーガロイヤルホテル広島 取締役
	島田 明	日本電信電話株式会社 常務取締役
	監査役	大賀 公子
伊佐治 正隆		
池川 博士		



経 企 0 0 2 1 1 1 4 3 号  
平 成 2 9 年 7 月 3 日

総務省総合通信基盤局長  
富永 昌彦 殿

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社  
代表取締役社長 庄司 哲

電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等  
に関して講ずる措置の報告について

貴省からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について（要請）」（総基事第32号 平成24年3月23日）を受けて、講ずる措置について別紙のとおり報告いたします。

## 【別紙】

貴社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「各事業会社」という。）、日本電信電話株式会社並びにNTTファイナンス株式会社は、平成24年2月2日に、各事業会社が提供する電気通信役務の料金等について、同年7月以降、各事業会社がNTTファイナンス株式会社へこれらの債権を譲渡し同社から請求すること、各事業会社の料金等に係る業務を同社に集約すること、利用者からの求めに応じ各事業会社等に係る請求をまとめることを可能とすること等を内容とする施策の発表を行った。

当該施策の内容については、電気通信事業者等66社・団体から総務大臣に対し連名の要望書が提出され、公正競争上の懸念が示されるとともに、総務省においても日本電信電話株式会社を通じその事実関係等につき確認を行った。

当該確認の結果、当該施策の内容を実施することは、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）により各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール、並びに市場支配的な電気通信事業者に課されている行為規制等の趣旨を引き続き確保する観点からの課題が認められる。

については、貴社及び他の各事業会社がそれぞれ提供する電気通信役務の料金等に係る業務（以下「料金業務」という。）を一の者へ移管する場合、当該移管を受ける者（以下「料金業務会社」という。）及び貴社により上述の規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、貴社において、下記の事項に関して適切な措置を講じ、又は料金業務会社に対し講じさせるとともに、当該措置の内容を毎年度報告することを要請する。

### 1. 措置内容の報告

- ・ 本要請に基づいて、平成28年度の措置状況を以下のとおり報告します。

- 1 他の各事業会社との間の実質的な一体経営による営業情報の流用等が行われないようにするため、料金業務会社との間における役員兼任及び在籍出向を行わないこと。  
なお、本年7月以降の初期段階においてやむを得ず在籍出向を行う場合には、できる限り速やかにその状態を解消すること。

## 2. 役員兼任

- ・ 当社と料金業務会社（以下、NTTファイナンス）との間における役員兼任は行っておりません。
- ・ 今後も役員兼任を行わないこととし、平成28年4月1日から平成29年3月31日の間における当社およびNTTファイナンスの役員一覧は別添のとおりです。

## 3. 当社からNTTファイナンスへの在籍出向

- ・ 料金業務を円滑に実施する必要性等から行っていた在籍出向は、平成27年10月1日に解消しました。

- 2 料金業務会社との間で行われる料金業務に係る取引について、当該取引を通じた同社への実質的な補助又は各事業会社相互間の実質的な補助が行われないようにするため、同社に対し、次の措置を講ずること。

- ・ 電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、貴社が同社に譲渡した債権の額と同額の対価を貴社に支払わせるとともに、譲渡手数料その他貴社が当該取引に関し同社との間で授受を行う金銭の額について、貴社に対し不当な差別的取扱いを行わせないこと。

## 4. 債権額と譲渡対価

- ・ NTTファイナンスから当社に、債権の額と同額を債権の譲渡対価として支払う旨を、当社と同社との間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、当社が譲渡した債権額とNTTファイナンスにより当社に支払われた譲渡対価額が同額であったことについて、同社からの四半期単位の報告等に基づき確認しています。

## 5. 譲渡手数料等の妥当性の確認

- ・ 当社は、NTTファイナンスから当社に請求する譲渡手数料等の額について、同社から提示された譲渡手数料等の内訳・根拠等の提示を求め、受領するとともに、当社の料金業務に係る過去の費用実績や新たな費用項目と請求件数等の推移等に基づき妥当性を確認しています。

- ・ 貴社の電気通信役務の利用者に対する請求に当たり貴社の料金等と他の各事

業会社の料金等とを区別して示すようにさせ、また、貴社が移管した料金業務について会計を分計させるとともに、当該業務に係る収支の状況を貴社に報告させること。

## 6. 利用者に対する料金等の提示

- ・ N T Tファイナンスから当社の電気通信役務の利用者に対して料金等を請求する場合、当社の電気通信役務提供に係る料金等と他の料金等を区別して示す旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、N T Tファイナンスからの報告等に基づき、同社の請求書において、当社の料金等と他の各事業会社の料金等とを区別して示されていることを確認しています。

## 7. 料金業務に係る会計の分計及び収支の報告

- ・ 当社がN T Tファイナンスに移管する料金業務について、同社は会計を分計する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社がN T Tファイナンスに移管する料金業務について、当社に関する分計された収支状況を年度ごとに同社が当社に報告する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しているとともに、当社は同社からの年1回の報告等に基づき、当該料金業務に係る必要な費用とそれに見合った適正な収入で料金業務を実施していることを確認しています。
- ・ 平成28年度の当該収支状況については、以下のとおりです。

収入	費用	収支
■■■■億円	■■■■億円	■■■■億円

3 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、当該債権の額はその提供する役務に係る約款や利用者との同意に基づく料金額と同額とするとともに、同社をして、譲渡した債権の額により貴社が提供する役務の利用者に対し請求を行わせること。

## 8. 料金額と債権額の関係

- ・ 当社は、契約約款や利用者との同意に基づく電気通信役務の料金額と同額を債権額とし、N T Tファイナンスに債権譲渡する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、上記の旨を当社の電気通信役務の契約約款等においても規定しています。

## 9. 債権額と利用者に対する請求額の関係

- ・ 当社がN T Tファイナンスに譲渡する債権額により、同社は利用者へ請求する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、N T Tファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、当社

が譲渡した債権額と同社が利用者に請求した金額について、総額が同額であることを確認するとともに、利用者への個々の請求においても同額であることについて必要な確認を実施しています。

- 4 料金業務会社に対し、電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないこと。

#### 10. 電気通信役務の販売等、他の業務の委託等

- ・ 当社からNTTファイナンスに電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないことを、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、社内組織に対して、当社からNTTファイナンスに電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないことについて、社内文書の発出等により指示・徹底しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、当社が同社の料金業務部門に対し、当社から料金業務以外の業務を受託等しないことについて、社内文書の発出、自己点検や研修等により指示・徹底しているとともに、平成28年4月1日から平成29年3月31日の間において当該業務の受託等がなかったことを確認しています。

- 5 料金業務会社に対して債権譲渡を行うことに伴い貴社から同社に顧客情報その他の情報（以下「顧客情報等」という。）を提供するときは、当該情報等を、当社が貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないよう、当社に対し、次の措置を講ずること。

- ・ 料金業務の用に供するための室とその他の室とを区分させること。

#### 11. 料金業務の用に供する室の分離

- ・ NTTファイナンスにおいて料金業務の用に供するための室とその他の業務の室を区分する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ NTTファイナンスにおいて料金業務の用に供するための室における入室管理は、電子的認証装置等により徹底する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、当社が料金業務の用に供するための室とその他の業務の室を区分するとともに、料金業務の用に供するための居室■■■■（ゲート数にして■■■■）の全てについて電子的認証装置等により入室管理を実施していることを確認しています。

- ・ 料金業務会社に独自の顧客情報等管理システムを構築させること。

## 12. NTTファイナンス独自のシステムの構築

- ・ NTTファイナンスにおいて独自の料金業務関連システム（以下、「当該システム」という。）を構築する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、平成24年6月時点において、NTTファイナンスが当該システムを構築済みであることを確認しています。
- ・ 当該システムは、13. に示す確定した債権の額等の料金業務に必要な情報のみを受領し、請求・回収に必要な情報処理・情報管理を行うためのシステムです。

- ・ 当該システムにおいて、貴社が譲渡した債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために貴社が提供する顧客情報等を取り扱うことができないようにさせるとともに、必要に応じて区分された貴社の顧客情報等ごとに適切なアクセス権限を設定させること。  
また、当該システムを用いて貴社の顧客情報等を入手した者、入手した情報及び入手した日時を記録させること。

## 13. 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等の限定

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、料金等の請求・回収に必要な情報（契約者名・住所、請求書送付先の宛名・住所、支払い方法、確定した債権の額等）に限定することを、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスが料金等の請求・回収に必要な情報に限定して取り扱う旨を、顧客情報等の取扱いに関する規程、マニュアルに定めていることを確認するとともに、同社からの半期単位の報告等に基づき、同社による社内研修及び自己点検等を通じて、同社が料金等の請求・回収に必要な情報に限定して料金業務を実施していることを確認しています。

## 14. 顧客情報等の目的以外の利用の禁止

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、同社は料金業務の目的以外の目的のために利用しないことを、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社が当該システムから顧客情報等を抽出する場合には、当該業務に従事する社員等に限定して抽出権限を付与するとともに抽出記録を管理することとし、同社が顧客情報等を居室から持出し等を行う場合には、当該情報の内容及び利用目的等についてビリング情報管理者の承認を得ることとしているほか、同社による自己点検を通じて、同社が料金業務の目的に限り、当社から提供する顧客情報等を取り扱っていることを確認しています。



#### 15. 顧客情報等のアクセス権限の設定

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、同社の料金業務に従事する社員の担当する業務内容や職責に応じて、当該システムに適切なアクセス権限を設定する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、当社が料金業務に従事する社員の担当する業務内容や職責に応じて、当該システムに適切なアクセス権限を設定しているとともに、その権限の付与状況について定期的に棚卸しを行っている等、顧客情報等の取扱いが適正になされていることを確認しています。

#### 16. 顧客情報等の利用の記録

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、当社が当該システムを通じて利用した実績（誰が、どの情報に、いつアクセスしたのか）を記録し、記録時より最低10年間保存する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、当社による自己点検を通じて、当社から同社に提供する顧客情報等について、同社が当該システムを通じて利用した実績（アクセスログ）を記録していることを確認しています。

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 顧客情報等の取扱いについて同社の従業員が遵守すべき規程を作成させるとともに、当該規程を遵守させるために必要な研修を実施させること。</li></ul>
---

#### 17. 顧客情報等の取扱いに関する規程の作成

- ・ 顧客情報等の取扱いについて、NTTファイナンスの社員が遵守すべき規程等を作成する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの報告等に基づき、NTTファイナンスが、顧客情報等の目的外利用の禁止、顧客情報等の管理責任者の設置、当該システムへの適切なアクセス権限の設定、顧客情報等の取扱いに関する研修の実施および顧客情報等の取扱いに関する点検等、顧客情報等の取扱いに関して同社の社員等が遵守すべき事項を定めた規程、マニュアル等を作成したこと、ならびに当該規程、マニュアル等の内容が適切であることを確認しています。

#### 18. 顧客情報等の取扱いに関する研修の実施

- ・ 前述の顧客情報等の取扱いに関する規程等を遵守するために必要な研修をNTTファイナンスが実施し、その実施状況について当社に報告する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、当社が顧客情報等の取扱いに関する規程等を遵守するために必要な研修を平成

28年11月1日から平成29年2月7日までの間に実施し、研修受講対象となる全ての社員等が受講したことを確認しています。

(1) 集合研修（対象は料金業務を行う管理者等）

当社に関する対象者：■■■■人（他の事業会社との共通の業務を実施する者を含む）  
（実施率：100%）

(2) e—ラーニング（対象は契約社員・派遣社員等を含む全社員）

当社に関する対象者：■■■■人（他の事業会社との共通の業務を実施する者を含む）  
（実施率：100%）

・顧客情報等の管理責任者を設置させ、当該情報の取扱いを管理させること。

### 19. 顧客情報等の管理責任者の設置

- ・ NTTファイナンスに顧客情報等の管理責任者を設置すること、および顧客情報等の管理責任者が顧客情報等を適正に管理する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、同社が、顧客情報等の管理及び利用に関する責任者として「ビリング情報管理責任者」を置いていることを確認するとともに、同社が定めた顧客情報等の取扱いに関する規程において、「ビリング情報管理者」および「ビリング情報管理補助者」を各組織等に置くこととしていることを確認しています。
- ・ 当社は、当該責任者等の責任・役割が顧客情報等の取扱いに関する規程等に適切に規定されていること、ならびに当該責任者により当該情報等が適正に管理されていることを確認しています。

・ その他料金業務会社が顧客情報等を貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないようにするために必要な措置を講じさせること。

### 20. 顧客情報等の取扱いに関する点検

- ・ NTTファイナンスは、顧客情報等の管理体制・ルールを整備するとともに、運用状況について点検ルールを定め、定期的に確認する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、当社から提供した顧客情報等の取扱い状況について、定期的にNTTファイナンスに報告を求めると、および必要に応じて立ち入り点検等を行うことができる旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、当社による自己点検を通じて、当社における顧客情報等の取扱いに係る運用

状況が適正であることを確認しています。

- 6 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、事業法第29条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

#### 21. 事業法 第29条の趣旨の確保

- ・ 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第29条の趣旨を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの半期単位の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18. のとおりです。
- ・ 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。

- 7 料金業務会社に対し料金業務の移管等を行うときは、事業法第6条、第26条及び第27条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

#### 22. 事業法 第6条、第26条及び第27条の趣旨の確保

- ・ 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第6条、第26条及び第27条の趣旨を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18. のとおりです。
- ・ 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。
- ・ また、NTTファイナンスにおいて、以下のとおり問い合わせ窓口を設置・運用することにより、債権譲渡を受けた電気通信役務の料金等に関する利用者からの問い合わせ等に対応していることを確認しています。

当社に関する問い合わせセンター数：■ 着台数：■台

- 8 料金業務会社に対し、貴社の顧客情報等について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等を遵守させること。

### 23. 個人情報の保護に関する法律等の関係法令等の遵守

- ・ NTTファイナンスは、個人情報の保護に関する法律等の関係法令等を遵守することとし、顧客情報等の取扱いに関する規程等を作成する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ NTTファイナンスは、個人情報の取扱いについてプライバシーポリシーを定め、公表することを当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、当社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- ・ 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスが顧客情報等の取扱いに関する規程等を作成したこと、プライバシーポリシーを作成・公表したこと、ならびに規程等の内容が適切であることを確認しています。

### その他 全般的事項

### 24. 罰則・契約解除の規定

- ・ 当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定した措置内容に当社が違反した場合、違反内容や原因について当社に報告するとともに、同社の責任において再演防止や原状回復等のための必要な措置を講じ、当社に所定の違約金を払う旨や、違反内容が重大な違反であり今後契約を継続することができないと当社が判断した場合、最終的には当社は契約解除できる旨を当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 平成28年度中に、NTTファイナンスが契約書等に規定した措置内容に違反し、当社が罰則を科した事実はありません。

以上

別添 NTTコミュニケーションズ 役員一覧

平成 29 年 3 月 31 日時点

役職	氏名	担当及び他法人等の役員状況
代表取締役社長	庄司 哲也	
代表取締役副社長	船橋 哲也	技術担当 オペレーション担当 情報セキュリティ担当 コーポレート担当 カスタマサービス部長
代表取締役副社長	中田 勝己	営業本部担当 グローバル担当
常務取締役	丸岡 亨	ボイス&ビデオコミュニケーションサービス部長 Arkadin International SAS 取締役
常務取締役	田中 栄一	CSR 担当
取締役	五味 和洋	NTT America, Inc. 代表取締役社長 PC Landing Corp. 取締役 Verio Europe GmbH 取締役
取締役	桜井 伝治	第四営業本部長
取締役	大井 貴	ネットワークサービス部長 Virtela Technology Services Incorporated 取締役
取締役	森林 正彰	クラウドサービス部長 NTT Com Managed Services, S.A. 取締役 Lux e-shelter 1 S.a.r.l. 取締役 RagingWire Data Centers, Inc. 取締役
取締役	楠木 健	第三営業本部長
取締役	菅原 英宗	第二営業本部長
取締役	中村 徹太郎	特命担当
取締役	前田 隆伸	グローバル事業推進部長 Virtela Technology Services Incorporated 取締役 Lux e-shelter 1 S.a.r.l. 取締役 Arkadin International SAS 取締役 RagingWire Data Centers, Inc. 取締役
取締役	有馬 彰	相談役

取締役	小澤 正憲	日本電信電話株式会社 総務部門 担当部長
-----	-------	----------------------

取締役の異動は次表のとおりです

氏名	異動後の地位、担当	異動前の地位、担当	異動年月日
荒本 和彦	辞任	常務取締役 第二営業本部長	平成 28 年 6 月 14 日
田中 基夫	辞任	取締役 クラウドサービス部長	平成 28 年 6 月 15 日
森林 正彰	取締役 クラウドサービス部長	取締役 NTT EUROPE LTD. 代表取締役社長	平成 28 年 6 月 17 日
菅原 英宗	取締役 第二営業本部長	アプリケーション&コンテンツ サービス部長	平成 28 年 6 月 17 日
中村 徹太郎	取締役 西日本営業本部長	財務部長	平成 28 年 6 月 17 日
前田 隆伸	取締役 グローバル事業推進部長	NTT Com Asia Limited 代表 取締役社長	平成 28 年 6 月 17 日
東 明彦	退任	取締役 西日本営業本部長	平成 28 年 6 月 17 日
松本 裕敦	辞任	取締役 カスタマサービス部長	平成 28 年 8 月 21 日
船橋 哲也	代表取締役副社長 技術担当 オペレーション担当 情報セキュリティ担当 コーポレート担当 カスタマサービス部長	代表取締役副社長 技術担当 オペレーション担当 情報セキュリティ担当 コーポレート担当	平成 28 年 8 月 22 日
中村 徹太郎	取締役 特命担当	取締役 西日本営業本部長	平成 28 年 11 月 14 日
中村 徹太郎	辞任	取締役 特命担当	平成 29 年 3 月 31 日

## (別紙)取締役の兼任状況(29.03.24現在)

氏名	委嘱・担当業務	重要な兼職状況等
坂井 義清	代表取締役社長	環宇郵電国際租賃有限公司 副董事長
岡田 顯彦	代表取締役副社長 リース事業本部長	環宇郵電国際租賃有限公司 董事
三津島 貴寛	常務取締役 情報システム部長	
東田盛 正治	常務取締役 ビリング事業本部 事業本部長 クレジットカード事業本部担当	
塚本 雅一	取締役 リース事業本部 営業本部 関西支店長	
田川 久和	取締役 事業管理部長	
守屋 学	取締役 リース事業本部 営業本部長	
田野 弘	取締役 ビリング事業本部 サービス推進部長 ビリング事業本部 サービス運営部長兼務	
小杉 知義	取締役 ビリング事業本部 ペイメントサービス事業部長	
奥田 全毅	取締役 総務人事部長	
前田 幸一	取締役 相談役	第一生命ホールディングス株式会社 取締役
梶原 全裕	取締役	日本電信電話株式会社 総務部門担当部長 技術企画部門兼務
藤澤 浩幸	取締役	日本電信電話株式会社 財務部門担当部長
中村 繁	常勤監査役	
東 敏久	常勤監査役	
久本 吉亮	監査役	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 監査役
有本 武司	監査役	日本電信電話株式会社 経営企画部門担当部長



## (別紙)取締役の兼任状況(28.10.01現在)

氏名	委嘱・担当業務	重要な兼職状況等
坂井 義清	代表取締役社長	
岡田 顯彦	代表取締役副社長 リース事業本部長	環宇郵電国際租賃有限公司 董事
三津島 貴寛	常務取締役 情報システム部長	
東田盛 正治	常務取締役 ビリング事業本部 事業本部長 クレジットカード事業本部担当	
塚本 雅一	取締役 リース事業本部 営業本部 関西支店長	
田川 久和	取締役 事業管理部長	
守屋 学	取締役 リース事業本部 営業本部長	
田野 弘	取締役 ビリング事業本部 サービス推進部長 ビリング事業本部 サービス運営部長兼務	
小杉 知義	取締役 ビリング事業本部 ペイメントサービス事業部長	
奥田 全毅	取締役 総務人事部長	
前田 幸一	取締役 相談役	環宇郵電国際租賃有限公司 副董事長
		第一生命ホールディングス株式会社 取締役
梶原 全裕	取締役	日本電信電話株式会社 総務部門担当部長 技術企画部門兼務
藤澤 浩幸	取締役	日本電信電話株式会社 財務部門担当部長
中村 繁	常勤監査役	
東 敏久	常勤監査役	
久本 吉亮	監査役	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 監査役
有本 武司	監査役	日本電信電話株式会社 経営企画部門担当部長

## (別紙)取締役の兼任状況(28.07.01現在)

氏名	委嘱・担当業務	重要な兼職状況等
坂井 義清	代表取締役社長	
岡田 顯彦	代表取締役副社長 リース事業本部長	環宇郵電国際租賃有限公司 董事
三津島 貴寛	常務取締役 情報システム部長	
東田盛 正治	常務取締役 ビリング事業本部 事業本部長 クレジットカード事業本部担当	
塚本 雅一	取締役 リース事業本部 営業本部 関西支店長	
田川 久和	取締役 事業管理部長	
守屋 学	取締役 リース事業本部 営業本部長	
田野 弘	取締役 ビリング事業本部 サービス推進部長 ビリング事業本部 サービス運営部長兼務	
小杉 知義	取締役 ビリング事業本部 ペイメントサービス事業部長	
奥田 全毅	取締役 総務人事部長	
前田 幸一	取締役 相談役	環宇郵電国際租賃有限公司 副董事長
梶原 全裕	取締役	日本電信電話株式会社 総務部門担当部長 技術企画部門兼務
藤澤 浩幸	取締役	日本電信電話株式会社 財務部門担当部長
中村 繁	常勤監査役	
東 敏久	常勤監査役	
久本 吉亮	監査役	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 監査役
有本 武司	監査役	日本電信電話株式会社 経営企画部門担当部長

## (別紙)取締役の兼任状況(28.6.17現在)

氏名	委嘱・担当業務	重要な兼職状況等
坂井 義清	代表取締役社長	
岡田 顯彦	代表取締役副社長 リース事業本部長	環宇郵電国際租賃有限公司 董事
三津島 貴寛	常務取締役 情報システム部長	
東田盛 正治	常務取締役 ビリング事業本部 事業本部長 クレジットカード事業本部担当	
塚本 雅一	取締役 リース事業本部 営業本部 関西支店長	
田川 久和	取締役 事業管理部長	
守屋 学	取締役 リース事業本部 営業本部長	
田野 弘	取締役 ビリング事業本部 サービス推進部長 ビリング事業本部 サービス運営部長兼務	
小杉 知義	取締役 ビリング事業本部 ペイメントサービス事業部長	
奥田 全毅	取締役 総務人事部部長	
前田 幸一	取締役 相談役	環宇郵電国際租賃有限公司 副董事長
梶原 全裕	取締役	日本電信電話株式会社 総務部門担当部長 技術企画部門兼務
藤澤 浩幸	取締役	日本電信電話株式会社 財務部門担当部長
中村 繁	常勤監査役	
東 敏久	常勤監査役	
久本 吉亮	監査役	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 監査役
有本 武司	監査役	日本電信電話株式会社 経営企画部門担当部長

## (別紙)取締役の兼任状況(28.4.1現在)

氏名	委嘱・担当業務	重要な兼職状況等
前田 幸一	代表取締役社長	環宇郵電国際租賃有限公司 副董事長
岡田 顯彦	代表取締役常務 リース事業本部長	環宇郵電国際租賃有限公司 董事
三津島 貴寛	常務取締役 情報システム部長	
信國 浩一	常務取締役 ビリング事業本部 事業本部長 総務人事部長兼務 クレジットカード事業本部担当	
江川 中	取締役 ビリング事業本部 副本部長 ビリング事業本部 ペイメントサービス事業部長兼務	
山内 昌彦	取締役 ビリング事業本部 副本部長 サービス運営部長兼務	
塚本 雅一	取締役 リース事業本部 営業本部 関西支店長	
田川 久和	取締役 事業管理部長	
守屋 学	取締役 リース事業本部 営業本部長	
梶原 全裕	取締役	日本電信電話株式会社 総務部門担当部長
藤澤 浩幸	取締役	日本電信電話株式会社 財務部門担当部長
中村 繁	常勤監査役	
東 敏久	常勤監査役	
久本 吉亮	監査役	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 監査役
有本 武司	監査役	日本電信電話株式会社 経営企画部門担当部長



経 企 第 5 2 0 号  
平成 2 9 年 7 月 3 日

総務省 総合通信基盤局長  
富永 昌彦 殿

株式会社 N T T ドコ  
代表取締役社長 吉澤 和

電気通信役務の料金等に係る業務を N T T ファイナンス株式会社へ移管すること等  
に関して講ずる措置の報告について

貴省からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務を N T T ファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について（要請）」（総基事第 3 2 号 平成 2 4 年 3 月 2 3 日）を受けて、講ずる措置について別紙のとおり報告いたします。

## 【別紙】

貴社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「各事業会社」という。）、日本電信電話株式会社並びにNTTファイナンス株式会社は、平成24年2月2日に、各事業会社が提供する電気通信役務の料金等について、同年7月以降、各事業会社がNTTファイナンス株式会社へこれらの債権を譲渡し同社から請求すること、各事業会社の料金等に係る業務を同社に集約すること、利用者からの求めに応じ各事業会社等に係る請求をまとめることを可能とすること等を内容とする施策の発表を行った。

当該施策の内容については、電気通信事業者等66社・団体から総務大臣に対し連名の要望書が提出され、公正競争上の懸念が示されるとともに、総務省においても日本電信電話株式会社を通じその事実関係等につき確認を行った。

当該確認の結果、当該施策の内容を実施することは、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）により各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール並びに市場支配的な電気通信事業者に課されている行為規制等の趣旨を引き続き確保する観点からの課題が認められる。

については、貴社及び他の各事業会社がそれぞれ提供する電気通信役務の料金等に係る業務（以下「料金業務」という。）を一の者へ移管する場合、当該移管を受ける者（以下「料金業務会社」という。）及び貴社により上述の規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、貴社において、下記の事項に関して適切な措置を講じ、又は料金業務会社に対し講じさせるとともに、当該措置の内容を毎年度報告することを要請する。

### 1. 措置内容の報告

- ・ 本要請に基づいて、平成28年度の措置状況を以下のとおり報告します。

- 1 他の各事業会社との間の実質的な一体経営による営業情報の流用等が行われないようにするため、料金業務会社との間における役員兼任及び在籍出向を行わないこと。  
なお、本年7月以降の初期段階においてやむを得ず在籍出向を行う場合には、できる限り速やかにその状態を解消すること。

## 2. 役員兼任

- ・ 当社と料金業務会社（以下、NTTファイナンス）との間における役員兼任は行っておりません。
- ・ 今後も役員兼任を行わないこととし、平成28年4月1日から平成29年3月31日の間における当社およびNTTファイナンスの役員一覧は別添のとおりです。

## 3. 当社からNTTファイナンスへの在籍出向

- ・ 料金業務を円滑に実施する必要性等から行っていた在籍出向は、平成27年10月1日に解消しました。

- 2 料金業務会社との間で行われる料金業務に係る取引について、当該取引を通じた同社への実質的な補助又は各事業会社相互間の実質的な補助が行われないようにするため、同社に対し、次の措置を講ずること。

- ・ 電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、貴社が同社に譲渡した債権の額と同額の対価を貴社に支払わせるとともに、譲渡手数料その他貴社が当該取引に関し同社との間で授受を行う金銭の額について、貴社に対し不当な差別的取扱いを行わせないこと。

## 4. 債権額と譲渡対価

- ・ NTTファイナンスから当社に、債権の額と同額を債権の譲渡対価として支払う旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、当社が譲渡した債権額とNTTファイナンスにより当社に支払われた譲渡対価額が同額であったことについて、同社からの四半期単位の報告等に基づき確認しています。

## 5. 譲渡手数料等の妥当性の確認

- ・ 当社は、NTTファイナンスから当社に請求する譲渡手数料等の額について、同社から提示された譲渡手数料等の内訳・根拠等の提示を求め、受領するとともに、当社の料金業務に係る過去の費用実績や新たな費用項目と請求件数等の推移等に基づき妥当性を確認しています。

- ・ 貴社の電気通信役務の利用者に対する請求に当たり貴社の料金等と他の各事

業会社の料金等とを区別して示すようにさせ、また、貴社が移管した料金業務について会計を分計させるとともに、当該業務に係る収支の状況を貴社に報告させること。

## 6. 利用者に対する料金等の提示

- ・ NTTファイナンスから当社の電気通信役務の利用者に対して料金等を請求する場合、当社の電気通信役務提供に係る料金等と他の料金等を区別して示す旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの報告等に基づき、同社の請求書において、当社の料金等と他の各事業会社の料金等とを区別して示されていることを確認しています。

## 7. 料金業務に係る会計の分計及び収支の報告

- ・ 当社がNTTファイナンスに移管する料金業務について、同社は会計を分計する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社がNTTファイナンスに移管する料金業務について、当社に関する分計された収支状況を年度ごとに同社が当社に報告する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しているとともに、当社は同社からの年1回の報告等に基づき、当該料金業務に係る必要な費用とそれに見合った適正な収入で料金業務を実施していることを確認しています。
- ・ 平成28年度の当該収支状況については、以下のとおりです。

収入	費用	収支
■■■■億円	■■■■億円	■■■■億円

- 3 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、当該債権の額はその提供する役務に係る約款や利用者との同意に基づく料金額と同額とするとともに、同社をして、譲渡した債権の額により貴社が提供する役務の利用者に対し請求を行わせること。

## 8. 料金額と債権額の関係

- ・ 当社は、契約約款や利用者との同意に基づく電気通信役務の料金額と同額を債権額とし、NTTファイナンスに債権譲渡する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、上記の旨を当社の電気通信役務の契約約款等においても規定しています。

## 9. 債権額と利用者に対する請求額の関係

- ・ 当社がNTTファイナンスに譲渡する債権額により、同社は利用者へ請求する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、当社



が譲渡した債権額と同社が利用者に請求した金額について、総額が同額であることを確認するとともに、利用者への個々の請求においても同額であることについて必要な確認を実施しています。

4 料金業務会社に対し、電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないこと。

#### 10. 電気通信役務の販売等、他の業務の委託等

- ・ 当社からNTTファイナンスに電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないことを、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、社内組織に対して、当社からNTTファイナンスに電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないことについて、社内文書の発出により指示・徹底しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社が同社の料金業務部門に対し、当社から料金業務以外の業務を受託等しないことについて、社内文書の発出、自己点検や研修等により指示・徹底しているとともに、平成28年4月1日から平成29年3月31日の間において当該業務の受託等がなかったことを確認しています。

5 料金業務会社に対して債権譲渡を行うことに伴い貴社から同社に顧客情報その他の情報（以下「顧客情報等」という。）を提供するときは、当該情報等を、同社が貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないように、同社に対し、次の措置を講ずること。

・ 料金業務の用に供するための室とその他の室とを区分させること。

#### 11. 料金業務の用に供する室の分離

- ・ NTTファイナンスにおいて料金業務の用に供するための室とその他の業務の室を区分する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ NTTファイナンスにおいて料金業務の用に供するための室における入室管理は、電子的認証装置等により徹底する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、同社が料金業務の用に供するための室とその他の業務の室を区分するとともに、料金業務の用に供するための居室■■■■（ゲート数にして■■■■）の全てについて電子的認証装置等により入室管理を実施していることを確認しています。

・ 料金業務会社に独自の顧客情報等管理システムを構築させること。

## 12. NTTファイナンス独自のシステムの構築

- ・ NTTファイナンスにおいて独自の料金業務関連システム（以下、「当該システム」という。）を構築する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、平成24年6月時点において、NTTファイナンスが当該システムを構築済みであることを確認しています。
- ・ 当該システムは、13. に示す確定した債権の額等の料金業務に必要な情報のみを受領し、請求・回収に必要な情報処理・情報管理を行うためのシステムです。

- ・ 当該システムにおいて、貴社が譲渡した債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために貴社が提供する顧客情報等を取り扱うことができないようにさせるとともに、必要に応じて区分された貴社の顧客情報等ごとに適切なアクセス権限を設定させること。  
また、当該システムを用いて貴社の顧客情報等を入手した者、入手した情報及び入手した日時を記録させること。

## 13. 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等の限定

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、料金等の請求・回収に必要な情報（契約者名・住所、請求書送付先の宛名・住所、支払い方法、確定した債権の額等）に限定することを、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスが料金等の請求・回収に必要な情報に限定して取り扱う旨を、顧客情報等の取扱いに関する規程、マニュアルに定めていることを確認するとともに、同社からの半期単位の報告等に基づき、同社による社内研修及び自己点検等を通じて、同社が料金等の請求・回収に必要な情報に限定して料金業務を実施していることを確認しています。

## 14. 顧客情報等の目的以外の利用の禁止

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、同社は料金業務の目的以外の目的のために利用しないことを、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社が当該システムから顧客情報等を抽出する場合には、当該業務に従事する社員等に限定して抽出権限を付与するとともに抽出記録を管理することとし、同社が顧客情報等を居室から持出し等を行う場合には、当該情報の内容及び利用目的等についてピリング情報管理者の承認を得ることとしているほか、同社による自己点検を通じて、同社が料金業務の目的に限り、当社から提供する顧客情報等を取り扱っていることを確認しています。

#### 15. 顧客情報等のアクセス権限の設定

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、同社の料金業務に従事する社員の担当する業務内容や職責に応じて、当該システムに適切なアクセス権限を設定する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、当社が料金業務に従事する社員の担当する業務内容や職責に応じて、当該システムに適切なアクセス権限を設定しているとともに、その権限の付与状況について定期的に棚卸しを行っている等、顧客情報等の取扱いが適正になされていることを確認しています。

#### 16. 顧客情報等の利用の記録

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、当社が当該システムを通じて利用した実績（誰が、どの情報に、いつアクセスしたのか）を記録し、記録時より最低10年間保存する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、当社による自己点検を通じて、当社から同社に提供する顧客情報等について、当社が当該システムを通じて利用した実績（アクセスログ）を記録していることを確認しています。

- ・ 顧客情報等の取扱いについて同社の従業員が遵守すべき規程を作成させるとともに、当該規程を遵守させるために必要な研修を実施させること。

#### 17. 顧客情報等の取扱いに関する規程の作成

- ・ 顧客情報等の取扱いについて、NTTファイナンスの社員が遵守すべき規程等を作成する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの報告等に基づき、NTTファイナンスが、顧客情報等の目的外利用の禁止、顧客情報等の管理責任者の設置、当該システムへの適切なアクセス権限の設定、顧客情報等の取扱いに関する研修の実施および顧客情報等の取扱いに関する点検等、顧客情報等の取扱いに関して同社の社員等が遵守すべき事項を定めた規程、マニュアル等を作成したこと、ならびに当該規程、マニュアル等の内容が適切であることを確認しています。

#### 18. 顧客情報等の取扱いに関する研修の実施

- ・ 前述の顧客情報等の取扱いに関する規程等を遵守するために必要な研修をNTTファイナンスが実施し、その実施状況について当社に報告する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、当社が顧客情報等の取扱いに関する規程等を遵守するために必要な研修を平成

28年11月1日から平成29年2月7日までの間に実施し、研修受講対象となる全ての社員等が受講したことを確認しています。

(1) 集合研修（対象は料金業務を行う管理者等）

当社に関する対象者： ████████ 人（他の事業会社との共通の業務を実施する者を含む）（実施率：100%）

(2) eラーニング（対象は契約社員・派遣社員等を含む全社員）

当社に関する対象者： ████████ 人（他の事業会社との共通の業務を実施する者を含む）（実施率：100%）

・ 顧客情報等の管理責任者を設置させ、当該情報の取扱いを管理させること。

#### 19. 顧客情報等の管理責任者の設置

- ・ NTTファイナンスに顧客情報等の管理責任者を設置すること、および顧客情報等の管理責任者が顧客情報等を適正に管理する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、同社が、顧客情報等の管理及び利用に関する責任者として「ビリング情報管理責任者」を置いていることを確認するとともに、同社が定めた顧客情報等の取扱いに関する規程において、「ビリング情報管理者」および「ビリング情報管理補助者」を各組織等に置くこととしていることを確認しています。
- ・ 当社は、当該責任者等の責任・役割が顧客情報等の取扱いに関する規程等に適切に規定されていること、ならびに当該責任者により当該情報等が適正に管理されていることを確認しています。

・ その他料金業務会社が顧客情報等を貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないようにするために必要な措置を講じさせること。

#### 20. 顧客情報等の取扱いに関する点検

- ・ NTTファイナンスは、顧客情報等の管理体制・ルールを整備するとともに、運用状況について点検ルールを定め、定期的に確認する旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、当社から提供した顧客情報等の取扱い状況について、定期的にNTTファイナンスに報告を求め、および必要に応じて立ち入り点検等を行うことができる旨を、当社と同社間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの四半期単位の報告等に基づき、同社

による自己点検を通じて、同社における顧客情報等の取扱いに係る運用状況が適正であることを確認しています。

- 6 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、事業法第29条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

#### 21. 事業法 第29条の趣旨の確保

- ・ 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第29条の趣旨を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- ・ 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。

- 7 料金業務会社が行う料金業務について、事業法第30条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

#### 22. 事業法 第30条の趣旨の確保

- ・ 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第30条の趣旨を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、同社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- ・ 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。

- 8 料金業務会社に対し料金業務の移管等を行うときは、事業法第6条、第26条及び第27条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

### 23. 事業法第6条、第26条及び第27条の趣旨の確保

- ・ 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、同社は事業法第6条、第26条及び第27条の趣旨を確保する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、当社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- ・ 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。
- ・ また、NTTファイナンスにおいて、以下のとおり問い合わせ窓口を設置・運用することにより、債権譲渡を受けた電気通信役務の料金等に関する利用者からの問い合わせ等に対応していることを確認しています。

当社に関する問い合わせセンター数： ■■■ 着台数： ■■■ 台

- 9 料金業務会社に対し、貴社の顧客情報等について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等を遵守させること。

### 24. 個人情報の保護に関する法律等の関係法令等の遵守

- ・ NTTファイナンスは、個人情報の保護に関する法律等の関係法令等を遵守することとし、顧客情報等の取扱いに関する規程等を作成する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ NTTファイナンスは、個人情報の取扱いについてプライバシーポリシーを定め、公表することを当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの年1回の報告等に基づき、当社が必要な社員研修を実施していることを確認しています。社員研修の実施時期、受講者数は18.のとおりです。
- ・ 当社は研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援を実施しています。
- ・ 当社は、NTTファイナンスが顧客情報等の取扱いに関する規程等を作成したこと、プライバシーポリシーを作成・公表したこと、ならびに規程等の内容が適切であることを確認しています。

**25. 罰則・契約解除の規定**

- ・ 当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定した措置内容に同社が違反した場合、違反内容や原因について当社に報告するとともに、同社の責任において再演防止や原状回復等のための必要な措置を講じ、当社に所定の違約金を払う旨や、違反内容が重大な違反であり今後契約を継続することができないと当社が判断した場合、最終的には当社は契約解除できる旨を当社と同社の間の契約書等に規定しています。
- ・ 平成28年度中に、NTTファイナンスが契約書等に規定した措置内容に違反し、当社が罰則を科した事実はありません。

以上

【別添】役員兼任状況(NTTドコモ)

○取締役及び監査役(2017年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当の状況[重要な兼職]
代表取締役社長	吉澤和弘	
代表取締役副社長	阿佐美弘恭	技術、デバイス、ネットワーク、情報戦略、2020 準備担当
代表取締役副社長	中山俊樹	国際、コーポレート担当
代表取締役副社長	寺崎 明	法人、業務改善、CSR 担当
取締役常務執行役員	尾上 誠蔵	R&D イノベーション本部長
取締役常務執行役員	佐藤 啓孝	財務、グループ事業推進担当 財務部長
取締役常務執行役員	大松澤 清博	光ブロードバンド事業推進担当 経営企画部長
取締役常務執行役員	辻 上 広 志	営業本部長
取締役常務執行役員	古川 浩 司	法人ビジネス本部長、東北復興新生支援室長兼務
取締役常務執行役員	村上 享 司	スマートライフビジネス本部長
取締役執行役員	丸山 誠 治	人事部長
取 締 役	加藤 薫	相談役
取 締 役	村上 輝 康	[産業戦略研究所 代表]
取 締 役	遠藤 典 子	[国立大学法人東京大学 政策ビジョン研究センター客員 研究員] [学校法人慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任 教授] [学校法人早稲田大学環境総合研究センター 招聘研究 員]
取 締 役	上野 晋一郎	[日本電信電話株式会社 研究企画部門担当部長]
常 勤 監 査 役	小林 徹	
常 勤 監 査 役	塩塚 直人	
常 勤 監 査 役	沖原 俊宗	
常 勤 監 査 役	川 瀧 豊	
監 査 役	辻 山 栄 子	[学校法人早稲田大学 商学学術院教授] [オリックス株式会社 社外取締役] [株式会社ローソン 社外監査役] [株式会社資生堂 社外監査役]



○ 異動状況(2016年4月1日～2017年3月31日)

退任した取締役及び監査役については次表のとおりです。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位	退任時の担当
坂井 義清	2016年6月16日	任期満了	代表取締役副社長	営業本部長 国際、コーポレート担当
高木 一裕	2016年6月16日	任期満了	取締役常務執行役員	法人ビジネス本部長、 東北復興新生支援室長兼務
紀伊 肇	2016年6月16日	任期満了	取締役常務執行役員	人事部長
谷 誠	2016年6月16日	任期満了	取締役執行役員	総務部長、 かいぜん活動推進室長兼務
中村 卓司	2016年6月16日	任期満了	取締役	—

2016年6月16日開催の第25回定時株主総会において新たに選任され、就任した監査役は次表のとおりです。

氏名	就任日	就任時の地位	就任時の担当
辻上 広志	2016年6月24日	取締役常務執行役員	営業本部長
古川 浩司	2016年6月16日	取締役常務執行役員	法人ビジネス本部長、 東北復興新生支援室長兼務
村上 享司	2016年6月16日	取締役常務執行役員	スマートライフビジネス本部長
丸山 誠治	2016年6月16日	取締役執行役員	人事部長
遠藤 典子	2016年6月16日	取締役	—
上野 晋一郎	2016年6月16日	取締役	—

取締役の地位及び担当の異動は次表のとおりです。

氏名	異動後の地位、担当	異動前の地位、担当	異動年月日
吉澤 和弘	代表取締役社長 営業本部長	代表取締役副社長 技術、デバイス、情報戦略担当	2016年6月16日
	代表取締役社長	代表取締役社長 営業本部長	2016年6月24日
阿佐美 弘 恭	代表取締役副社長 技術、デバイス、ネットワーク、 情報戦略、2020 準備担当	取締役常務執行役員 経営企画部長 光ブロードバンド事業推進担当	2016年6月16日
中山 俊 樹	代表取締役副社長 国際、コーポレート担当	取締役常務執行役員 スマートライフビジネス本部長	2016年6月16日
大松澤 清 博	取締役常務執行役員 経営企画部長 光ブロードバンド事業推進担当	取締役常務執行役員 ネットワーク、2020 準備担当	2016年6月16日
加藤 薫	取締役相談役	代表取締役社長	2016年6月16日

## (別紙)取締役の兼任状況(29.03.24現在)

氏名	委嘱・担当業務	重要な兼職状況等
坂井 義清	代表取締役社長	環宇郵電国際租賃有限公司 副董事長
岡田 顯彦	代表取締役副社長 リース事業本部長	環宇郵電国際租賃有限公司 董事
三津島 貴寛	常務取締役 情報システム部長	
東田盛 正治	常務取締役 ビリング事業本部 事業本部長 クレジットカード事業本部担当	
塚本 雅一	取締役 リース事業本部 営業本部 関西支店長	
田川 久和	取締役 事業管理部長	
守屋 学	取締役 リース事業本部 営業本部長	
田野 弘	取締役 ビリング事業本部 サービス推進部長 ビリング事業本部 サービス運営部長兼務	
小杉 知義	取締役 ビリング事業本部 ペイメントサービス事業部長	
奥田 全毅	取締役 総務人事部長	
前田 幸一	取締役 相談役	第一生命ホールディングス株式会社 取締役
梶原 全裕	取締役	日本電信電話株式会社 総務部門担当部長 技術企画部門兼務
藤澤 浩幸	取締役	日本電信電話株式会社 財務部門担当部長
中村 繁	常勤監査役	
東 敏久	常勤監査役	
久本 吉亮	監査役	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 監査役
有本 武司	監査役	日本電信電話株式会社 経営企画部門担当部長

## (別紙)取締役の兼任状況(28.10.01現在)

氏名	委嘱・担当業務	重要な兼職状況等
坂井 義清	代表取締役社長	
岡田 顯彦	代表取締役副社長 リース事業本部長	環宇郵電国際租賃有限公司 董事
三津島 貴寛	常務取締役 情報システム部長	
東田盛 正治	常務取締役 ビリング事業本部 事業本部長 クレジットカード事業本部担当	
塚本 雅一	取締役 リース事業本部 営業本部 関西支店長	
田川 久和	取締役 事業管理部長	
守屋 学	取締役 リース事業本部 営業本部長	
田野 弘	取締役 ビリング事業本部 サービス推進部長 ビリング事業本部 サービス運営部長兼務	
小杉 知義	取締役 ビリング事業本部 ペイメントサービス事業部長	
奥田 全毅	取締役 総務人事部長	
前田 幸一	取締役 相談役	環宇郵電国際租賃有限公司 副董事長 第一生命ホールディングス株式会社 取締役
梶原 全裕	取締役	日本電信電話株式会社 総務部門担当部長 技術企画部門兼務
藤澤 浩幸	取締役	日本電信電話株式会社 財務部門担当部長
中村 繁	常勤監査役	
東 敏久	常勤監査役	
久本 吉亮	監査役	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 監査役
有本 武司	監査役	日本電信電話株式会社 経営企画部門担当部長

## (別紙)取締役の兼任状況(28.07.01現在)

氏名	委嘱・担当業務	重要な兼職状況等
坂井 義清	代表取締役社長	
岡田 顯彦	代表取締役副社長 リース事業本部長	環宇郵電国際租賃有限公司 董事
三津島 貴寛	常務取締役 情報システム部長	
東田盛 正治	常務取締役 ビルディング事業本部 事業本部長 クレジットカード事業本部担当	
塚本 雅一	取締役 リース事業本部 営業本部 関西支店長	
田川 久和	取締役 事業管理部長	
守屋 学	取締役 リース事業本部 営業本部長	
田野 弘	取締役 ビルディング事業本部 サービス推進部長 ビルディング事業本部 サービス運営部長兼務	
小杉 知義	取締役 ビルディング事業本部 ペイメントサービス事業部長	
奥田 全毅	取締役 総務人事部長	
前田 幸一	取締役 相談役	環宇郵電国際租賃有限公司 副董事長
梶原 全裕	取締役	日本電信電話株式会社 総務部門担当部長 技術企画部門兼務
藤澤 浩幸	取締役	日本電信電話株式会社 財務部門担当部長
中村 繁	常勤監査役	
東 敏久	常勤監査役	
久本 吉亮	監査役	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 監査役
有本 武司	監査役	日本電信電話株式会社 経営企画部門担当部長

## (別紙)取締役の兼任状況(28.6.17現在)

氏名	委嘱・担当業務	重要な兼職状況等
坂井 義清	代表取締役社長	
岡田 顯彦	代表取締役副社長 リース事業本部長	環宇郵電国際租賃有限公司 董事
三津島 貴寛	常務取締役 情報システム部長	
東田盛 正治	常務取締役 ビリング事業本部 事業本部長 クレジットカード事業本部担当	
塚本 雅一	取締役 リース事業本部 営業本部 関西支店長	
田川 久和	取締役 事業管理部長	
守屋 学	取締役 リース事業本部 営業本部長	
田野 弘	取締役 ビリング事業本部 サービス推進部長 ビリング事業本部 サービス運営部長兼務	
小杉 知義	取締役 ビリング事業本部 ペイメントサービス事業部長	
奥田 全毅	取締役 総務人事部長	
前田 幸一	取締役 相談役	環宇郵電国際租賃有限公司 副董事長
梶原 全裕	取締役	日本電信電話株式会社 総務部門担当部長 技術企画部門兼務
藤澤 浩幸	取締役	日本電信電話株式会社 財務部門担当部長
中村 繁	常勤監査役	
東 敏久	常勤監査役	
久本 吉亮	監査役	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 監査役
有本 武司	監査役	日本電信電話株式会社 経営企画部門担当部長

## (別紙)取締役の兼任状況(28.4.1現在)

氏名	委嘱・担当業務	重要な兼職状況等
前田 幸一	代表取締役社長	環宇郵電国際租賃有限公司 副董事長
岡田 顯彦	代表取締役常務 リース事業本部長	環宇郵電国際租賃有限公司 董事
三津島 貴寛	常務取締役 情報システム部長	
信國 浩一	常務取締役 ビルディング事業本部 事業本部長 総務人事部長兼務 クレジットカード事業本部担当	
江川 中	取締役 ビルディング事業本部 副本部長 ビルディング事業本部 ペイメントサービス事業部長兼務	
山内 昌彦	取締役 ビルディング事業本部 副本部長 サービス運営部長兼務	
塚本 雅一	取締役 リース事業本部 営業本部 関西支店長	
田川 久和	取締役 事業管理部長	
守屋 学	取締役 リース事業本部 営業本部長	
梶原 全裕	取締役	日本電信電話株式会社 総務部門担当部長
藤澤 浩幸	取締役	日本電信電話株式会社 財務部門担当部長
中村 繁	常勤監査役	
東 敏久	常勤監査役	
久本 吉亮	監査役	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 監査役
有本 武司	監査役	日本電信電話株式会社 経営企画部門担当部長